

〔翻訳・紹介〕

中国法律論理〔邏輯〕研究会（一九八九年・湘潭）の報告から（一）

石 川 英 昭

本稿は、一九八九年四月二十四日から二十八日まで、中国湖南省湘潭大学^①において開催された中国法律論理研究会第二回代表大会第三次學術討論会における報告の原稿から、幾つかを翻訳し紹介するものである。

最初に私的なことを記すことになるが、訳者は所属する鹿児島大学と湘潭大学との間の學術交流の一環として、八九年四月二十日から七月一日まで、あの天安門事件を挟んで、日本語講師として湘潭大学で過ごす機会を得た。^②湘潭大学に着任したのは四月十八日の午後であり、暫くは学内事情に疎く、又慣れない日本語授業の準備に追われ、ここに紹介する中国法律論理学会が湘潭大学で開催されていることに気づいたのは、会も既に終ろうとしている四月二十七日で、大学の招待所に所謂「○○様御一行」の立て看板を見つけたことによる。さらに訳者の先入見により、該学会が法律系（学部）による主催と思ひ込み（実際は哲学系による主催であった）^③連絡に手間どった為、研究会へ実際に出席参加することはできなかった。しかし、その後幸いに、主催校代表であった湘潭大学哲学系副教授李煥奇先生と連絡がとれ、該学会に関わる若干の資料と幾つかの報告原稿とを頂くことができた。その全てを記すと、以下の通りである。尚、ここでの論文等の順序は、勿論研究会における報告順序ではなく、訳者が整理して便宜的に付けたものである。

一 中国法律論理研究会第二屆會員代表大会会刊（中国法律論理研究会 一九八九年四月）

目錄 一、會議簡訊 二、在中国法律論理研究会第二屆會員代表大会上的工作報告 三、中国法律論理研究会章程

四、中国法律論理研究会第二屆理事會理事・常務理事・會長・秘書長名單 五、中国法律論理研究会第二屆代表大

会三次学術討論会代表名單

- 二 以變革的精神研究法律論理 李煥奇
- 三 法律論理是政法工作者的必要工具——來自三湘四水開考法律論理的報告 廖忠讓
- 四 規範判斷初探 李茂武
- 五 也談連言〔聯言〕判斷還是選言判斷 陽作洲
- 六 論定罪三段論的基本形式 熊文軒
- 七 幾種法庭辯論證明方法的初探 周光明
- 八 在律師工作中応用法律論理的嘗試 曾梅香
- 九 偵察思維規律初探 何松慶
- 十 論偵查（搜查）溯因方法 代紅兵
- 十一 試論偵查中的預測性類比推理 蔣建國
- 十二 試論偵查活動中的非論理思維 金承光

本稿において、一、二、三、六、七、八、及び十二を訳出する。一により法律論理学会の組織の概要及び活動状況を知らることができ、二、三により法律論理学の中国学会及び社会における位置づけを理解することができよう。六以下の四篇は、中国社会における法律の實際的役割を知りたいと考えている訳者自身の興味によって選ばれたものである。しかし、これらの紹介により、現代中国において如何なる事件が生じ、如何なる方法で解決・処理されているかの、即ち司法実務のあり方の、一断面を知ることができることから、様々の分野の法学研究者にとっても有益であろうと、訳者自身は密かに考えている。

読者は、ここに紹介した若干の報告を読まれて、中国の法律論理学のレベルが形式論理の理解と応用という初歩的段階

にある^④という印象を持たれるかもしれない。しかし、それを中国法律論理学及びその研究者一般の学的レベルの低さとして片付けてしまうことは、いささか短絡であり又誤解であろうと訳者には思える^⑤。というのも、その学的レベルについては、法制度及びそれを支えている社会制度との連関の中で把握され理解される必要があると訳者が考えているからである。

下に述べることは既に現代中国研究者によって指摘されていることであるが、現代中国では、所謂文革期に「打倒公検法（公安・檢察・法院（裁判所）」のスローガンの下、司法関係機関が攻撃され、司法関係者も「知識分子」として指弾された。文革後の一九七八年頃から「法制化」の実現を目指し、各種法制度の回復・整備がすすめられてきている。しかし、法律の執行・適用等その運用の面では依然大きな困難を抱えたままである。即ち、幹部・大衆の法意識・法治意識が低く、法律を通じて社会関係を調整することに馴染んでいないこと、司法関係者の学的レベルが低く、法律の知識・理解が十分でない為、法律に遵わない案件処理がなされること等である。特に後者について言えば、現在の司法機関には法律の専門知識を有しない所謂「良識人」が多数任命されており、これらの人々の再教育が緊急の政治的課題となっていることに注目しなければならない。これらの「良識人」の中には、実際には、法律知識はおろか、一般的学問的知識も持ち合わせていない人々も存在する。従って、彼等の学習は自づと基本的・初歩的段階から始められなければならない。そして大学等における法学教育の対象には、廖氏の報告（三）からも明らかなように、これらの人々も含まれている。

以上から、今日の中国における法律論理学に対する社会的要請が、とりあえずは政法関係者に対して形式論理の基本的初歩的知識とその法（学）的应用能力とを付与するところにあることが納得されよう。そして学会は、当然にこの社会的要請に応えてゆかねばならない立場にある。

又、読者は、学会における報告と法的実践との間の密接な連関を認められるであろう。中国において、研究教学と実践との密接な連係を保つことが、謂わば一つの国是であることは、国家の政治的理念としてマルクス・レーニン主義、毛沢東思想が掲げられていることから了解できるだろう^⑦。

例えば、大学における法学教育も、思弁的・理論的というよりは、むしろ実用的・実践的であるというところにその特質を見いだすことができる。訳者の知りえた湘潭大学を例にとれば、この法学系の学生は、卒業後ほとんどの学生が公安・検察・法院のいづれかの方面に職を求めたのであり、その教育カリキュラムにも、司法文書学や刑事捜査学、あるいは社会調査や専門実習などの実習課題等、日本の大学の法学教育ではあまりお目にかからない実用的・実践的課目が存在する。⁽⁹⁾それは、日本の大学の法学部とその設立目的を根本的に異にし、大学卒業後直ちに法律(学)関係者として活躍する人材を養成することが、中国の大学の法学系等の国家的・社会的使命だからである。従って、その法学系等は、その学的レベルは異なるものの、謂わばアメリカにおけるロー・スクール、日本における司法研修所等に類似の教育機関と考えることもできるかもしれない。⁽¹⁰⁾

以上から、法学研究においても、中国ではそれと政策・政治的实践との密接な連関が必要とされることが容易に理解できよう。従って、例えば法律論理学のように一見思弁的・理論的と思われる学問分野における研究も、それを単純に「学問的」として受けとめることはできず、常に時の政治・政策等との関連の中で理解される必要があるであろう。即ち、学問研究の持つ「政治的」側面も決して無視しえないと思われる。⁽¹¹⁾

これ等の事情が、中国における教学研究のレベルを決定する大きな要因となっていることも、これ又明らかであろう。従って、以上のことに留意するならば、本稿で紹介する法律論理学会の諸報告が備えている一見初歩的と思われる学的性格も、了解できるであろう。

以下に、本稿における体裁等について若干述べておく。

一、本稿は、その内容から多くの専門用語を含むことになる。しかし、それをそのまま日本語に訳してしまうのでは、中国においてどのような用語が使われているのか、読者には不明となる。従って、本稿では、いささか煩わしく不体裁ではあるが、専門用語の若干については初出の段階で日本語訳の下に「」で中国語原語を挿入した。尚、一以下五までの体裁は、翻訳部分だけではなく、本稿の最初から(従って、既に表題から)採用されている。

二、初出の段階で中国語を示したのも、その後は日本語訳語・用語で出来るだけ統一した。
三、用語によつては、一々日本で通常使用されている用語に改めなくともその意味内容が明白である為、そのまま中国での用語を使用したものもある。

四、三とも関連するが、本稿中の（一）の中は、訳者による補足的説明的挿入語・文である。

五、原文の（一）は、——に改めた。

六、報告レジュメという原文の性格からか、金承光報告（十二）を除き、原註は無い。従つて、本稿に付した註は報告（十二）を除き全て訳者による註である。

七、本稿訳註において示される中国法令については、中国研究所編『中国法令集』（日本評論社、第一版、一九八八）及び中国総合研究所編『現行中華人民共和国六法』（ぎょうせい、一九八八）を参照した。

八、本稿中の中国簡体字は、全て日本繁体字に改めた。

最後に、まず楠元茂先生の御退職を祝します。

翻訳にあつて、湘潭大学の李煥奇先生には、わざわざ時間を設けていただき訳者の多くの疑問に答えていただいたし、同大学外国語文学系日本語文学専業の呉素琴先生には、一々明らかにしてはいないが、日本語訳について多くの御教示をいただいている。又同大学外事弁公室の唐樂寧君には通訳や様々の連絡に多くの世話になつたし、何よりも八七年日本語専業の学生諸君には様々の困難な状況の中で楽しく日本語教師を演じさせていただいた。これらの人々に対し、記して感謝の意を示す次第です。

しかし、本翻訳には依然として誤訳・誤解が含まれていよう。それは全て訳者の責任である。読者には、自分の興味ある報告について原文で読むことを望まれる方もあると思われる。それらの方は訳者に連絡いただければ、原文のコピーを送りますので、遠慮なく申しつけ願いたい。

今回の中国滞在中に、現代中国に対しても常に大いなる御関心を寄せられていた恩師世良晃志郎先生が御逝去された。先生の御仏前にこの拙い訳稿を捧げることをお許し願いたい。

註

（一）中国の大学には、日本の大学の「大学案内」や「学生便覧」に当るような冊子は無いようである。今、手元にある「湘潭大学概況一九八八年十月」という小さなパンフレットによつて、湘潭大学を簡単に紹介しておく。

該大学は一九五八年六月に創建されたが、一九五九年から故あって閉鎖されていた。一九七四年三月十四日國務院が該大学の再開を承認し、一九七五年全面的に学校の建設が開始され、一九七八年に國務院により全国重点大学の一つとして認められてい

る。(ちなみに手元の資料によれば一九八二年次において湖南省に置かれている重点大学は、その他に湖南大学と中南政法大学の二つである。)

該大学は湖南省湘潭市西郊約6kmの所にあり、省都長沙市を南へ去ること約50kmである。校有面積は約90haを有している。(二説によると、設立が文革中であつた為に、わざと不便な所に建設されたということである。)

該大学は、文・理・工の諸学部をもつ(湖南省唯一の)総合大学であり、現有十三の系(学部)と二十七の專業(学科)を持ち、学制は四年である。(文系に関する学部を示せば、中国語言文学系・漢語語言文学專業、歴史系・中共党史專業・歴史專業、經濟系・政治經濟專業・工業企業管理專業、哲学系・哲学專業・思想政治教育專業、法律系・法律專業、外国語言文学系・英語語言文学專業・日本語言文学專業、図書情報学系・図書情報學專業であり、理工系に関する学部を示せば(專業は略す)、数学系、物理学系、化学系、化学工程系、機械工程系、計算機科学系である。)

大学には五つの研究所と六つの研究室が設置されている。(文系に関わるものから示せば、消費經濟研究所、毛沢東思想研究室、アフリカ研究室、古籍整理研究室、民間文学研究室、さらに自然弁証法研究室があり、その他には、数学研究所、流体力学研究所、技術科学研究所、模具技術研究所、及び計算機科学研究室がある。)

一九八八年現在の在校生九四八〇人、その中には二一七人の研究生(大学院生)を含む。教師は九五〇名以上、その中に三〇〇名の教授・副教授、三六〇名以上の講師がいる。

大学図書館の蔵書数は七八三〇〇冊、その中で外国語図書は七〇〇〇冊、各種の期刊・雑誌は三七〇〇種、その中で外国期刊・雑誌は一五〇〇種である。大学の学報は自然科学版と社会科学版との二つに分けられて発刊されている。校長・楊向群、副校長・胡学軍。

以上で湘潭大学の概況は想像できると思われる。訳者はこれ以上加うべき知見を持ち合わせていないが、訳者の得た印象は、学校全体がまだ新しく何か「建設中」(勿論施設にのみ関わる言葉ではない)といったものであつた。しかし、新しいこともあつて、大学の教学施設は中国の他の大学より充実している面があり、また学生寮なども見たところ約35平米の広さの一部屋に十名というものではあるが、他の大学よりも条件は良いということであつた。

(2)
 学生生活は、一日二元程の食費以外は、ほとんど国費で賄われており、訳者の接した学生が、大学の中でも一番アカ抜けた外国語学部の学生であつたせいも、非常に明るく、苦学生と言う趣きはあまり感じられなかつた。しかし、内実を聞くと、共働きの母親の給料のほとんどが学生の教育生活費に充てられているなど、ここ日本と大学生の為の親の苦勞は同じなかもしれない。旅程は、四月十五日に広州より入国し、七月六日に上海より出国した。広州の華南師範大学に二泊滞在中、永倉芳孝・百合子両先生に日本語授業の參觀をさせていただいた。広州滞在中に見学を行った他には、この間様々の事情により長沙へ一度だ

け馬王堆の參觀に出かけることが出来ただけであった。但し、当時、長沙の中南工業大学に滞在中の福井工業大学教授林正己先生のお世話で、五月十三日から一泊二日で南岳衡山へ行き、往復5時間をかけて祝融峰まで徒歩で登ることができたのは、楽しい思い出である。記して感謝の意を示す次第です。

(3) 本稿で紹介する研究会会則の第一章第一条から明らかなように、この研究会は中国論理学会の一分会となっている。それ故、その主催学部は哲学系となっていたようである。但し、この研究会の内容からして法学系の方も全く無関係でありえるはずはなく、従って法学系の方でこの研究会の開催を一切知らなかったということに対しては奇異な印象を持ったことも確かである。

(4) 勿論「法(律)論理学」という語で何を理解するかはいずれの国でも様々な論争がある。しかし、そこでの「論理学」を「古典的形式論理学」だけに限定してしまうことが、それが方法の選択としてなされるのならいざ知らず、学的状況であるとは決して言えないことは確かである。この点で本稿で紹介する李煥奇報告(二)から明らかなように中国法律論理学の学的状況を初步的段階と形容することも一面妥当なところと思われる。例えば、A・カウフマン、W・ハッセマー編『法理論の現在』(ミネルヴァ書房、第一刷、一九七九) Hrg. von A. Kaufmann, W. Hassemer, Einführung in Rechtsphilosophie und Rechtslehre der Gegenwart, C. F. Müller Juristischer Verlag, 1977. 所収の関連論文、あるいは長尾龍一・田中成明編『現代法哲学―法理論』(東大出版会、初版、一九八三) 所収の関連論文を見よ。

(5) たとえば、非古典的論理学の一つであるファジイ論理の研究に関わると思われるファジイ数学(というのも、数学の形式的方法を論理学へ拡大したのが形式論理学であるように、ファジイ数学の方法を論理学に拡大したものがファジイ論理であると考られるから)の研究者が世界的に見て中国に多いとされていることから、中国における論理学の研究段階を初步的と結論づけてしまいうには、尚より広範かつ十分な研究に目配りする必要があるように思われる。菅野道夫『ファジイ論理の展開』(サンエンス社、初版、一九八九) 一八八頁を参照せよ。

(6) 中国研究所編『中国基本法令集』(日本評論社、第一版、一九八八) 所収の「解説編」、小口彦太「現代中国における裁判の性格——法的決定の主体の面に着目して」『権威的秩序と法』所収三九九頁以下(東大出版会、一九八七)、太田茂「中国法制事情(1)・(3) 法の支配七——七八頁以下(一九八七)・同七二——七五頁以下(一九八八)、西村則夫「中華人民共和国」『アジアの刑事司法』所収七五頁以下(有斐閣、一九八八)、王叔文ほか編著『現代中国法概論』(法律文化社、一九八九) 等を参照せよ。但し、訳者は、実用的思考は、中国に伝統的なものと考えている。この点は後日、別稿で論じてみたい。

(7) 吳擲英(西村幸次郎訳)「中国の法制と法学」(早大) 比較法学十七——一八三頁以下(一九八三)、鈴木敬夫「中国の法と法學教育」(札幌学院大) 現代法研究所年報一九八四——一頁以下、喜多了祐「中国の法學教育事情」『亜細亞法学二——二四五頁以下(一九八六)、太田・前掲註(6)「中国法制事情(3)」などを参照せよ。

(9) 湘潭大学の法学系の先生と接触する機会を六月十九日にと得ることができた。その際通訳の唐君を介して二時間程の聞き取りで知りえた法学教育事情を簡単に記しておく。但し、先述の如く冊子としての「大学案内」「学部案内」の類は存在せず、全てが聞き取りによる為、内容に誤りがあるかもしれないことを読者は了解されたい。

法律系法律專業は、一九八三年に開設された新しい学部である。(正に「法制化」政策の一環として創立された学部である。)教員数五四名、うち教師三五名(この教員と教師の違いは明らかにならなかった。教職員数の聞き違いかもしれない。但し、研究教学の能力を備えていない教員が存在することも考えられる。このような事情については、向山寛夫「中国法制の視点」国学院法学十八(一九九一)頁(一九八〇)を参照せよ)、学生数二九四名、その他に通信教育スクールの七クラス三九三名、涉外経済スクールの三クラス一五名が加わるといふ。又、湖南省における自学考试の問題作成の担当校でもある。(自学考试については廖忠讓報告(三)を参照されたい。)卒業生の80%が公安・檢察・法院の職に就き、残り20%が法学教師になってゆくとのことである。四年制で必修課目は26課目、13の限定選修課目(9課目選択)、10の任意選修課目(3から5課目選択)がある。授業時間数は50分単位で四年間で二五四二時限(必修二〇一五時限、限定四〇八時限、任意一一九時限、単位数(学分数)は総数一六二単位(必修一一三、限定二四、任意七、社会調査一、專業実習十、論文七である。このうち社会調査とは夏休みに課される一種のレポートであり、專業実習とは、四年次に三ヶ月課される法院等での実習である。)その他に公共課目8課目(日本の教養課程課目に似て、学部にかかわらず修得しなければならない課目、政治経済・哲学・國際共產党史・中国革命・中国語・外国語・体育・德育)が課される。

但し、湘潭大学法律系では八九年からカリキュラムの編成替えを行い、三年間で今までの四年間の課目を学び、四年次は法律專業と公証律師專業とにクラス分けした一年の専門学科を設けることになるというところである。その狙いは、①実践学習の強化、②文化・専門の水準を高める(特に書くことと外国語修得の強化)、③民事経済法教育の強化、というところにある。

従来のカリキュラムも、既述の通り日本のそれとは異なるユニークな課目があったが、この編成替えで例えば「口才学」という課目が増えられ、学生の弁論能力を強化するなど、その教育目的である実用性がさらに強められている。

又、法学系に法医学実験室を備えるなど設備面でも日本とは相当異なるものがある。教師の活動も教学研究は勿論、さらに社会教育の一環として弁護士(律師)として法律顧問を任とする教師十三名があり、これまで一千年以上の事案に携わっているとのことである。尚、大学教師の弁護士兼職については、沈宗靈「中国の現代化と法体系」(大阪経法大)法学研究所紀要九一(一九八八)頁以下(一九八八)を参照せよ。

(10) 日本の法学教育の特質について、例えば三ヶ月章「民事訴訟法学の出発点に立返って」法学協会雑誌一〇六一(一九八九)を参照せよ。

(11) 勿論、純粹に「学問的」な研究が皆無であると主張しているのではない。しかし、例えば、中国の法学における大論争である「法の継承性論争」が、極めて「政治的」性質を帯びた論争であることは既に指摘されている。鈴木・前掲註(8)「中国の法と法学教育」を参照せよ。或いは、今日の中国が世界に誇る「人民調解制度」をめぐる様々な論争、例えばその制度の歴史的淵源をめぐる「学問的」論争も、当の制度を現在どのような制度として成立させるのか、例えば完全な民間自治組織とするのか、行政機関の末端組織とするのか、又は司法機関の末端組織とするのか、と言った当面の政策論争との関連の中で理解されてゆかなければならないと思われる。尚、「人民調解制度」をめぐる諸論の整理として、林義全「新中国人民調解研究綜述」法学研究一九八八—一九九一頁以下を参照せよ。

(12) 原文は、報告者等によるタイプ原稿である。その為か、かなりの誤字・脱字を含んでいる。誤字が明白なもの（例えば、誤・王国→正・全国）については一々示さず訳者の方で訂正した。しかし、不明の分については（一）の説明で補うことにしたり、註で示している。

〔翻訳〕

一 中国法律論理研究会第二回會員代表大会会刊

一 大会のあらまし

中国法律論理研究会（以下「法論研」と略す）第二回代表大会・第三次學術討論會は一九八九年四月二十四日湖南の湘潭大学で開催された。開会式上、副会長寧夏大学長吳家麟教授によって開會の辞が述べられ、秘書長黒龍江政治管理幹部学院副院長王汝嘉副教授によって活動報告がなされた。―活動報告は別稿―

代表討論がなされ、活動報告が承認され、代表者は法律論理の研究対象、「法律論理」教育の改革、さらにその応用及び今後の發展方向などの中心問題について一層つつこんだ討論を行った。

大会の期間中に会則が改訂され、併せて新会則が承認された。大会に参加した代表全員の選挙により中国法論研第二回

理事会が成立した。第二回理事会の検討を経て、学術組と秘書組とを設け、今後の日常活動を分掌すること、次回の学術研究討論会は広西で行う予定であることを決定した。

大会は四月二十八日に成果を挙げて閉幕した。

二 中国法論研第二回会員代表大会における活動報告（一九八九年四月二十四日） 王汝嘉

代表の皆さん、中国法論研第二回会員代表大会の開催に際し、私は研究会第一回理事会の委託をうけ、大会に対し五年来の会の活動を報告いたします。代表の皆さんの御審議をお願いいたします。

一九八三年九月十五日に中国法論研が成立いたしました現在まで、すでに五年余りがたちました。この五年間は我国の社会主義現代化建設事業が大いに発展し、改革・開放は絶えず深められ、それぞれの活動が全て顕著な成果を挙げた五年です。この五年間に、我々法律論理科学戦線の多くの教師、研究者、そして現場の活動家は、改革・開放及び現代化建設の実践において、多くの創造性をもった科学研究の実践を行い、我国の法律論理科学の事業に新たな繁栄の局面をもたらしました。その重要な証しは、多くの法律論理活動家が絶えず「左」右の干渉を排して正確な方向を堅持し、科学研究において次第に協力的体勢を作りあげたこと、思想の開放がなされ新たな開拓と創造に励み、科学研究の成果は数限りなく、法律論理（学）にたつさわるメンバーもたえず拡がり、人材を輩出し、学術思想が生き生きとして活力に満ちていることです。このような新局面は、これが党の十一回三中全会以来の正しい路線・方針・政策の指導の下にあること、各級党委員会の指導のおかげと関係単位の人的・物的・財政的力の支えとによって得ることができたものです。この新局面は、正しく多くの法律論理活動家と我々会員との血と汗とが結実したものです。

五年来、法論研はその活動において、真摯に「百花齊放・百花争鳴」の方針を貫徹し、理論と実際とを連関させるといふ原則を堅持し、多くの会員が新しい問題を大胆に探求することにできるだけ積極的な助力をし、基本的には、会員の友

好を深めることをなすとげ、学术交流の協調を展開し、全国の法律論理の活動家の間に橋を架けることに力を尽しました。以下に研究会の五年来の主要な活動を簡単に報告いたします。

五年来の研究会の活動は、指導思想については党の基本路線である「一つの中心、二つの基本点」⁽²⁾を終始堅持し、活動においては研究会の學術・友誼・任務の特性を理解しようと努め、改革においては絶えず自己建設に努め、会を大きくし、學術団体としての職能機能を一層發揮しました。

(一)積極的に学术交流活動を展開する。

研究会は、一に資金が無く、二に専従員がないという極端に困難な条件下にあつて、多くの方々に賛助をお願いし、ハルピンでの第一次全国法律論理學術討論会にひき続いて、一九八五年四月五日から八日まで四川省重慶で全国第二次法律論理學術研討会を開催しました。百名近い人々が全国の各大学・専門学校・学院から集まりました。さらに政法の実務の部門で法律論理を運用している人や法律論理愛好家が会議に参加しました。この会では學術論文七七篇が集まり、会の代表との間で法律論理（学）の性質、研究対象と定義、さらに回帰的〔回朔〕推論などの中心問題について熱心に討論を展開しました。同時に、どうしたら全国で法律論理科学の普及と発展とをさらに為し遂げうるかということについても積極的な意見が提出されました。

このような全国的な學術研討活動のほかに、少なくとも省・市が教学（組織）を結集し、小規模で多様な研討活動を展開しました。八四年に司法部所属の政法学院が法律論理教学研討会を開き、八五年・八六年には江蘇省の無錫と南京とで偵査（捜査）論理研究会が開かれました。四川・江蘇・黒龍江・遼寧などの省・市の会員は、これ又どうしたら政法学院や法学系でさらにうまく法律論理を教授できるか、法律論理学の体系・内容は何であるのか、刑事偵査論理（学）の研究対象・体系・内容などの問題について広汎な研究討論を行い、併せて喜ぶべき成果を得ました。

(二)科学研究は多くの実質的成果を得た。

五年来、多くの会員は積極的に努力して自分の科学研究の成果を出版し、法律論理の領域の新問題の探求や、法律論理の知識の普及に対して有益な貢献をなしとげました。不完全な統計ではありますが、数年来の出版物・教材・一般的読人物・応用論理の翻訳書などは合わせて三十余冊六百万字以上にのぼります。

例えば、⁽⁴⁾八五年三月に中華律師函授中心（中華弁護士通信教育センター）が杜汝楫・黃厚仁・黃菊麗編著の『法律邏輯学』を出版し、八五年十一月には天津南開大学出版社が会員である黃浩森・朱武の二人の共著『刑侦專業邏輯学』を出版し、八六年に四川人民出版社は雍琦主編の『法律邏輯基礎』を出版し、範慶平編著の『刑事案例与邏輯推理』が雲南人民出版社によって出版されました。

八六年には華東政法学院の施栄根『法律專業普通邏輯学』、張世珊主編『訴訟邏輯』（広西人民出版社）が、八七年には法律出版社が陽作洲・施廟松・盧錦生共編の『辦案邏輯』の一書を出版しました。『偵查邏輯学』王衛光を黒龍江教育出版社が出版し、何松慶・富朴安共編の『刑侦專業邏輯学』が正に出版発行されました。朱武による『公安專業形式邏輯』の編が成り、富朴安・王勤が『邏輯思維訓練』を編著し、周光明編著の『法庭辯護与邏輯推理』が重慶大学出版社より出版されました。さらに朱武・施栄根・雍琦共編の『司法応用邏輯』があり、『偵查破案与邏輯科学』朱武編著を河南出版社が出版し、『法規邏輯式』朱武編著江蘇司法学校印刷があります。八八年には徐国柱・何松慶・宋士木等の人々の共編『法律邏輯学』の一書が黒龍江出版社にすでに手交しており、この書は東北三省の法律系の教材に選定されています。『法律專業形式邏輯教程』杜汝楫・黃厚仁・黃菊麗が編著され、『法律邏輯自學綱要』李煥奇主編を中南工大出版社が出版しました。八九年には『法律知識叢書』―『邏輯』を浙江出版社が出版しました。

会員は全国的あるいは省級の報刊雑誌にも多様な学術論文数百篇を発表し、その中には省級の優秀科研論著賞を獲得したものもあります。例えば、黒龍江省の会員は八三年・八五年・八八年に会員の中から省の社会科学優秀論著賞の獲得者を出しています。

（三）科学研究が教育学習を促進し、法律論理科学の普及発展の為に貢献した。

八三年に研究会が成立した時には、全国でもわずかな学院が法律論理学を必修科目として講義を行っていただけでした。しかし、現在では、不完全な統計によりますが、全国でも既に数十の大学・専門学校・学院が法律論理学科目を開設しました。例えば、北京大学法学系、寧夏大学、吉林大学、西南及び華東政法学院、遼寧大学、黒龍江大学、さらに黒・吉・遼などの省の政法管理幹部学院で法律論理（学）を必修科目としています。八五年三月から七月まで、司法部でも西南政法学院に委託して第一期全国法律論理教師養成学習班を催しました。全国各地の大学・専門学校・学院が七十余名を派遣して学習に参加しました。中華全国弁護士通信教育センター、全国法院系統の夜間大学も法律論理（学）を必修科目に加え、本会の会員によって主任教師が担われています。

特筆すべきことは、法律論理学の分科である偵査論理学が既に成立し大いに発展していることであります。朱武氏をその長とする江蘇省会員は八五年・八六年と相次いで南京・無錫で二期にわたる刑事偵査学科形式論理学習班を主催しましたが、全国各地の多数の公安幹部学校から三百人が学習に参加しまして、その効果は大きく、成績も顕著なものとなっています。黒龍江の会員王衛光氏は自校の学科学生・幹部訓練學員に対し偵査論理学を開設した外に、さらに省内の公安学校系統に対し偵査論理教師養成学習班を主催し、省の公安庁の表彰をうけました。中国刑警学院の何松慶・富朴安及び王衛光等の人々は中国刑警学院で偵査論理教師の学習班を主催しました。全国から50余名の公安・大学・専門学校・学院の教師及び公安戦線の現場の活動家が学習に参加し、公安部によって注目され好評を博しました。法律論理の知識の普及活動は、政法の実際の活動を高めることに對しても大きな效益を生み出しました。

（四）組織が発展し会員が拡大しました。

研究会が八三年に成立して以来、全国各地の大学・専門学校・学院の教師、政法戦線の現場教育者、科学研究及び現場の活動家から入会の要請を絶えず受け取りました。我々は積極的かつ慎重に原則に基づいて会員を拡大させ、現在我々の

会員の人数は研究会成立時の一二九人から二〇七人へと増加するに至りました。これらの会員は全国28の省・市・自治区の大学・専門学校・学院、科学研究単位と政法の現場活動部門に広がっており、彼らは法律論理科学を熱愛するのみならず、法律論理の普及と発展の為に有益な貢献をなしてきました。

特筆に値することは、偵査論理学の会員の発展が速いことです。彼らは人員が多いのみならず、自己の研究組織を作りあげました。八五年四月南京に中国法律論理研究会偵査論理情報センターが成立しました。このセンターは各種の學術交流活動を展開したのみならず、二期にわたる『刑偵邏輯解析』を編集出版し、全国に大きな影響を与えました。

四川省、遼寧省では法律論理研究会が発展的に成立し、我が会の団体会員となりました。現在、公安部の五局、中国刑警学院などの五つの単位が十分に期を熟させて中国偵査論理研究会を作ろうと準備しており、ただ今彼らは正式に我が研究会へ参加し、団体会員になることを求めています。

皆さん、五年有余来我々の研究会は、無から有へ、小から大へと到り、すでに二百有余の会員を有する全国的な學術団体となりました。それは我国の法律論理科学活動の繁栄と発展との中で一定の働きを發揮し、かつ一定の成績を収めています。しかし、我々は分散的な學術連合組織でありまして、一に資金が無く、二に専従員を持っていないことにより、我々自身がこれらの仕事も兼ねておりまして、我々の能力に限りがありますことから、その仕事も十分果せず、その水準もあまり高くありません。かてて加えて各自の活動もこれ又大変忙しく、従って、数年来の活動の中には少なからざる欠点と問題とが存在しています。即ち、學術活動が少なく狭く、参加者も偏っていること、欠陥があり長遠な科学研究計画、活動経費が不足することなどでありまして、皆様の期待に応えることができなかつたことにつき心から皆様の批判を受けたと思います。我々は新しい理事会が以下の幾つかの方面で一層良い仕事をなされんことを希望いたします。

1. 多くの小さく多様な學術研究討論活動を行う。討論の論題は集中することが必要であり、系統を分ち、専門に依って進めていくこともよい。

2. 実際に行可能な科学研究計画を設定する必要がある。応用法律論理科学の研究を強化する必要がある。

3. 省の間、学科間、国際間の学術交流活動を強化し、学科の交流と発展を促進する。

4. 法律論理の多種多様な訓練活動を継続して展開し、研究会の影響力を拡大する為に資金を蓄え、法律論理知識の普及の為に貢献する。

5. 会員自身が研鑽を積み、会員拡大は慎重を期し、会員の素質を向上させることを必要とする。

6. 情報交流を強め、努力して条件を作り出し、会員間の連絡をよくする。

代表の皆さん、第一回理事会の仕事はすでに基本的にはその歴史的使命を果しました。この会議で、我々は十分な民主的協議を行い、権威ある中国法論研第二回理事会を選出しましょう。我々は彼らの指導の下で我々研究会の活動がますます繁栄してゆくことを深く信じております。皆さん、ありがとう。

三 中国法律論理研究会会則

第一章 目的〔宗旨〕

第一条 本会は中国法律論理研究会と名づける。本会は法律論理を研究する全国的學術団体である。本会は中国論理学会の分会である。

第二条 本会の目的はマルクス・レーニン主義・毛沢東思想の指導の下、四項の基本原則を堅持し、理論と実際との関連づけと百花斉放・百家争鳴の方針を堅持し、全国の法律院校の論理学教師と科学研究員及び政法法の現場の活動家を結びつけ、科学研究と教育活動を展開し、我が国における法律論理の知識の普及、及び法律院校における法律論理の教育の質を高める為、法律論理（学）という新しい学科を完成し発展させ、二つの文明建設を促進する為に貢献することである。⁽⁶⁾

第二章 任 務

第三条 本会に所属する会員は、規則を定め、活動を分担協力し、法律論理の教材を撰著し、法律論理學課目の新しい問題を追求し、以て我が国の法律教育の發展と法律人材の育成との要求に應える。

第四条 所属の会員は、国内外の法律論理（學）の新しい成果を学び、科學研究の成果と教育の経験とを交流し、會員相互に長を取り短を補うことをすすめて、共に水準を高める。

第五条 所属会員は積極的に様々な形で法律論理の教育と普及とに努める。

第六条 會員間の關係と協同活動とを強め、様々な方法で情報を伝えあう。

第七条 會員による研究及び著述を促し、「法律邏輯研究文集」を編纂する。

第三章 会 員

第八条 本会は専門性の比較的強い研究会として、団体会員制と個人會員制とを採用している。本会に参加する會員は、主として各々の政法院校で法律論理を教えている教師、法律論理研究に従事している人、さらには法律論理について一定の研究能力を有している現場活動家で、本会の規則に賛成する者である。

第九条 會員の入会は必ず本人の申請により、一名の現會員による紹介を得て理事会の承認を経る。會員は自ら退会を希望する時には、書面をもって本会に通知すれば退会できる。

第十条 會員は会に属する間、次の權利を有する。

(一) 選挙権と被選挙権

(二) 本会の指導機関及び会の日常活動について批判・建議を行う權利

(三) 本会組織の様々の學術活動に参加する權利

(四) 本会の編集發表した書刊と學術情報とを優先的に得る權利

(五)学会の理解を求め、個人の学術著作を推薦する権利

第十一條 会員は会に属する間、次の義務を有する。

(一)本会委託の科学研究・教育及び各種の科学普及活動を分担する。

(二)本会に対し積極的に科学研究の成果、学術資料、国内外の研究動向を提供し、会員間の相互交流を行う。

(三)積極的に学術活動に参加し、併せて積極的に学術活動の展開を促す。

(四)定期に会費を納入する。⁽⁷⁾

第四章 組織

第十二條 本会は民主集中制の原則をとり、会員代表大会は四年毎に一回開催し、会務の活動報告を審査し、会則を改正し、理事会を選出し、さらに本会その他の重大事項を決定する。

第十三條 会員代表大会は理事会を選出する。理事の任期は四年とし、連続して選任されることを妨げない。理事会は會長一人、副會長若干名、常務理事若干名、秘書長一人を推選し、常務理事会を組織し、日常活動を主務する。理事会は副秘書長若干名をおき、秘書長の活動を補佐させる。

第十四條 活動の状況に応じて、理事会の決定を経て、若干の事務組織を設置できる。

第十五條 本会会員代表大会と学術討論会とは、理事会によって召集される。

一九八九年四月二十六日通過

四 中国法律論理研究会第二回理事会理事、常務理事、會長、秘書長名簿⁽⁸⁾

理事 吳家麟 王汝嘉 陽作洲 黃厚仁 杜岫石 施榮根 徐国柱 王勤 石子堅 張東江 朱武 何松慶 魯忠霜
黃菊麗 雍琦 陳康揚 劉培育 王常龍 李煥奇 熊文軒 王衛光 谷雅琴 霍蔭環 劉鴻鈞 周光明 鄧慧

容 陳定権

常務理事 吳家麟 王汝嘉 陽作洲 杜岫石 黃厚仁 黃菊麗 施榮根 雍琦 張東江 朱武 徐国柱
會長 吳家麟

副會長 王汝嘉 陽作洲 黃厚仁

秘書長 王汝嘉(兼)

副秘書長 雍琦 張東江 朱武

中国法論研第二回理事会顧問名簿⁹⁾

周礼全 付季重 杜汝楫 孫俊岐 劉家深 梁国慶 孫煥文 何欣

五 中国法論研第二回代表大会第三次學術討論會代表名簿¹⁰⁾

王衛光 黑龍江省公安幹部人民警察学校 講師

施榮根 華東政法学院 副教授

王勤 遼寧大学法律系 副教授

王常龍 河北政法学院 副教授

鄧慧容 安徽省政法幹校 高級講師

康忠睦 広東省政法幹部学院 講師

張東江	天津市政法管理幹部學院	副教授
王汝嘉	黑龍江政治幹部學院副院長	副研究員
張鵬池	黑龍江省社聯	副研究員
張俊岐	黑龍江省檢察院	副檢察長
王夢超	黑龍江省檢察院	處長
雍琦	西南政法學院	副教授
陽作洲	西南政法學院	教授
周光明	喻州大學	講師
朱武	江蘇公安專科學校	副教授
何松慶	中國刑警學院	副教授
谷雅琴	鄭州大學	講師
黃厚仁	中國政法大學	教授
能文軒	廣西大學	講師
張世珊	湖南省社會科學院	副研究員
蔣建國	西南政法學院	研究生
代紅兵	西南政法學院	研究生
陳寶權	深圳市司法局	處長
肖望華	廣西勞動工作人民警察學校	講師
董俊梅	遼寧公安幹部學院	助教

吳家麟	寧夏大学校長	教授
王源生	湖南公安專科学校	教師
陳祖軍	湖南農業銀行教育処	講師
陳馳山	湖南津市人民政府	幹部
周建設	湖南湘潭師院	講師
陳準	湖南湘潭市委党校	講師
羅劍輝	湖南師範大学	副教授
李建華	湖南湘潭師院	講師
盛新華	湘潭大学	講師
李煥奇	湘潭大学	副教授
劉蘭芬	湘潭大学法律系系主任	講師
杜雄柏	湘潭大学	助教
楊双鐘	湖南公安專科学校	付教授
李茂武	湖南政法学校	講師
特別招待代表 ⁽¹⁾		
廖忠讓	湘潭大学自考辦公室主任	助理研究員
曾梅香	湖南省婦聯法律顧問処	付処長

註

(1) 一九七八年十二月第十一期中央委員會第三回全体會議であり、ここで文革路線からの決別を宣言し、「民主と法制」をスローガ

- ンに国家制度の再建に踏み出したとされる。「解説編」・前掲前文註(6)四六〇頁を参照せよ。
- (2) 一つの中心とは、八二年憲法前文に示された四つの基本原則、即ち中国共産党の指導、マルクス・レーニン主義と毛沢東思想の導き、人民民主主義独裁の堅持、社会主義の道の堅持であり、二つの基本点とは、改革と開放とであると考えられる。但し、現地で聞いた時には、一つの中心点とは経済建設であり、二つの基本点とは、一つが改革開放、二つが四つの基本原則であると教えられた。訳者は党に関わる資料を持ち合せていないので、読者において御存知の方の御教示をお願いしたい。
- (3) 中国における法学教育機関については、喜多・前掲前文註(8)「中国の法学教育事情」を参照せよ。尚、政法学院(大学)については、崔炳錫「今日の北京事情——法と政治をめぐって」(中京大)社会科学研究九—二十二頁(一九八八)にも少し触れられている。
- (4) 以下に紹介されている著作について、訳者は李煥奇主編著一書以外は現物に当たることができなかった。従って、以下には原文をそのまま訳出掲載しているが、著者名・書名等に誤りがあることも予想される。例えば先の李氏の著書にしても、原文では一九八八年出版となるが、手持ちの書では、表紙には一九八七年八月とあり、奥付けには一九八七年九月第一版と記されている。読者の方で御承知の該当著書があれば、御教示願いたい。
- (5) 原文では「法律論理法」となっているが「学」に改めた。
- (6) 精神文明と物質文明とである。
- (7) 年間二元程度、即ち二・三回の郵便連絡料に当る程度だそうである。又、例えば学会出席等の費用は、何処でも、何回でも全て大学(国)の負担ということである。
- (8) 會長吳家麟氏、副會長王汝嘉氏は憲法学者であると聞いた。
- (9) 周氏は論理学者、付氏と杜氏とは法律論理学者であるが、孫俊岐氏以下五名は所謂「幹部」ということで、それ以上の言及はなかった。顧問に「幹部」をもつてくるのは、学会が物的・財政的援助を受けやすくする為ということである。ところで、中国で言う「幹部」とは極めてあいまいな概念であり、どのような地位であるのか確定できない。この点につき、崔・前掲註(3)「今日の北京事情」十一頁以下、李完稷「現代中国における政治体制の改革」(関学)法と政治四十一—九二頁以下(一九八九)を参照されたい。
- (10) 以下の人名・所属・肩書等は原文のままであり、訳者は事実を確認していない。従って、これ又誤りが含まれているかもしれない。これ等の人々は大部分が法学の研究者であるが、訳者が聞いたところでは、雍琦・陽作洲・陳準・李建華・楊双鐘・李茂武の諸氏は政治学の研究者、張世珊・陳祖軍・杜雄柏の諸氏そして李煥奇氏は哲学の研究者、周建設・盛新華両氏は中国語学の研究者、羅劍輝氏は教育学の研究者ということであり、学会会員の多彩さを窺うことができる。

(11) 廖・曾両氏も、「幹部」である。

二 変革の精神を以て法律論理を研究する

李 煥奇

党の第十一回三中全会以来、法律論理に関する研究と教学活動は喜ぶべき成果をあげた。少なからざる法律論理の教材と專著が出版された。大学の法律学科の学生には法律論理課程が開設され、幾つかの省の大学の法律部門の自学考试⁽¹⁾は法律論理課程を開考した。法律論理活動家と多くの公安・司法の現場の活動家とは協力しあい、法律論理の応用面でも喜ばしい成果をあげた。彼らは実務において次のことを深く認識するに到った。即ち、公安・司法の現場の活動家は事実を根拠とし、法律を規準としなければならないのみならず、論理をその手段ともしなければならないということである。実際、法律論理の学科の設置を真剣に考えねばならず、又論理活動家は研究と探求討論とを進め、さらに現時で法律論理(学)が、ただ形式論理を事件や訴訟の具体例〔案例〕を挙げて示すだけに留まっている窮状を急ぎ改変しなければならない。真先に解決すべき問題は、観念を改め、変革の精神を以て法律論理を研究することである。

事物は変化するものであり、科学も常に前進するものである。何か新しい学科を打ち立てようとする時、まずは科学観念の変革に頼ることになる。歴史上、アリストテレスの演繹論理からカントの帰納論理、先験論理、ヘーゲルの思弁論理、ライプニッツの數理論理、現代の非古典的多値論理、様相論理〔模態邏輯⁽²⁾〕、ファジー論理〔模糊邏輯⁽³⁾〕などに至る重大な変革は、全て論理観念の変革が先導をなしてきた。即ち、元来の論理研究の範囲に対して、皆敢て攻撃を加え改新してきたのである。もしそうでないなら、古い観念が新しい学科の産出と発展とを拘束し阻碍することになったろう。事実上、

論理科学には先天的な限界は存在せず、又それは永遠の真理でもない。我々には伝統的形式論理観念によって法律論理学科の建設と発展とを制限する理由は何もない。従つて、法律論理（学）の発展を促進する為、法律論理活動家は、さらに法律論理（学）の普及、質の向上とその応用とに努めると同時に、必ず論理観念の改新に注目しそれを重視してゆかねばならない。これこそが速やかに解決すべき重要課題である。

法律論理（学）はこのような学際的学科であり、単純に形式論理（学）から導出されるものではない。そういう訳で、我々は形式論理の観念で法律論理を評定することはできないし、法律論理の研究は、形式論理を事件や訴訟の具体例を挙げて示すものであると看做すこともできない。⁽⁴⁾このことは現時点で法律論理研究が遭遇している一つの難題である。勿論、法律論理は形式論理を否定するものでは決してない。しかし、それは事実・法律・論理が相互に統一された論理である。それは形式を研究する必要があるのみならず、内容をも研究しなければならない。それが研究する思考〔思維〕形式は、内容から乖離した形式ではなく、内容と相互に統一された形式である。法律論理は個々の具体的な法律事実を研究することはできないし、法律の具体的内容を研究することもできない。それは各々の部門の法律（の研究者）の任務である。しかし、法律論理はこれ又形式論理と同じものでもなく、それは思考内容から離れて思考形式を研究するのではなく、事実・法律そして思考形式の統一の中からその思考形式を規定してゆくものである。法律規範の論理的構造は、正にこのような統一の具体的表現である。仮定・処理・制裁などの範疇は自づから既に単純な思考形式の問題を提出しているし、さらに思考内容の区別を含むに至っている。しかし、それは又思考の具体的内容の区別ではなく、単に具体的内容の差違性についての最も一般的な概括を作り出しているにすぎない。それらは全て内容と形式との統一であり、事実・法律・論理の三者の統一である。

事実・法律・論理の三者は相互に依存しあい、相互にその存在条件となる。事実・法律は思考の内容であり、論理規則は事実・法律の思考形式である。事実・法律は、法律規範の論理形式に遵つて、やつと存在できる。法律規範の論理形式

は、事実・法律をその内容として、やっと存在できる。法律規範の論理形式を離れた事実・法律は存在しないし、事実・法律を内容とする法律規範から離れた論理形式も存在しない。従って、法律論理（学）の最も顕著な特色は、一つは法律事実と国家が認定した法律とをその思考の内容とすることであり、二つは法律規範の論理関係をその思考の表現形式とすることである。従って、法律論理（学）は必ずや法律規範の仮定・処理・制裁の論理的構造を研究しなければならぬ。

「仮定」の論理関係の表現は法の論理的時空をなす。法の論理的時空とは法律規範の構造が決定する思考範囲であり、法の規範構造が受けとり理解し処理した論理的枠組である。それは一定の「論理圏」に思考容量を限定する。それは論理角度（視点）・階梯（層次）・因子の総合物である。論理角度とは、主体がある方向、或いはある関連から客体を認識することを指す。論理階梯とは、法律規範の階梯が人の頭脳の中へと内面化したものであり、論理因子とは法律規範を実現する際の思考の基本単位であり、これは各種の論理要素、例えば方法、格、式（公式）、規則、概念及び判断・推理の具体的方法などの統一体である。これは論理的演算に不可欠の因子である。法の論理的時空、及びそのネットワーク的性質、その相互連関と相互浸透とは、論理因子、即ち法律規範の論理形式・規則を用いて具現されてくる。論理因子とは、実際は人間がその思考過程において総合的に利用した思考細胞と規則なのであり、これは人間の思考能力・思考路線（回路）・思考の支点が様々の階梯へと凝結したものである。レーニン⁶は言っている。「人の実践は何千何万回もの繰り返しを経て、人の意識の中に論理の格として固定される。このような格こそが、そしてこれだけが、何千何万回もの繰り返しによって先入見の強固さと公理的性質とをやっと備えることになる」と。レーニンは論理の格を行為の格が内面化したものと看做す。それは一種の定型化されたプロセス・布局・構造である。その表現（されたもの）が論理の規則、格の演繹的推論（推論演繹）、さらには現代のコンピュータの示す思考系路（流程）・情報系路である。それらは、やはり思考の中に必然的に何か先の如き性質、即ち「先入見の強固さ」を具えている。従って、これらこそが又最も基礎的な論理因子となりうる。格式の働きが、概念をして判断を生み出さしめ、判断をして推理を形成せしめる。ただ判断こそが開かれ

た概念であり、推理こそが開かれた概念である判断の働きの過程である。これらのことが実現されるのは、正に人間の思考の論理の「格式」、即ち論理因子のおかけによる。

思考の展開の中で、思考の概念・方法と構造というものが絶えず生れ増えてゆき、進化し相互に干渉しあい、低い水準から高い水準へと不断に移り、変転し、その結果、法の論理時空に内在的なネットワークが作り出される。このような意味で、法の論理時空とは概念・方法及び構造それ自体の働きを表現したものである。（従って）法の論理時空を開拓してゆくには、新しい概念・方法と構造とを適用して観念的に世界を作りあげなければならず、又現実について、その遙か以前での予測（超前予測）をすすめなければならぬ。法の論理時空そのものは、法の論理因子の連係方式によって決定されるものであり、法の論理時空に備わったネットワーク構造によって支えられるものである。ここから、法の論理時空の因子の運動形式・規律の研究が法律論理（学）の一つの重要な任務となる。

「処理」の論理的関係の表現は法律規範の論理関係である。即ち、法律規範の対当関係・条件関係・併存関係・選択関係・対称関係・推移（伝達）関係⁽⁸⁾・仮設関係⁽⁹⁾などである。法律規範の論理関係・形式・方法・規則の研究はこれ又法律論理（学）の重要な任務である。法律論理は規範論理である。従って、法律論理の規範体系―勿論これは学科体系・教学体系でもある―は、全てこの要求を実現していなければならない。法律論理の思考内容と思考形式との体系をめぐっては、学会にも尚統一的な見解が存在しておらず、さらなる研究と探求討論が待たれている。しかし、一つだけ認めなければならないのは、法律論理の方法で法律論理を研究し叙述しなければならないということである。モンテスキューは『法の精神』の中で次のように語る。「法律の推論〔推理〕は事実から事実へと到るべきで、事実から象徴へ、又は象徴から事実へと到るべきではない」⁽¹¹⁾、と。彼は法律論理の推論の思考内容と思考形式とは統一的であることを認識していた。これは法律論理の推論についての一つの重要な証拠立てである。モンテスキューは又次のように言っている。「推定という方面から言えば、法律の推定は人の推定より好ましいことが多い。……法律が推定する時、それは裁判官〔法官〕に一つの明

確な準則を与える⁽¹²⁾、と。彼は法律が推論の規準・前提条件であることを認識している。従って、法律論理の推論は、法律を規準・条件とするものであるが、これは法律論理のこれ又重要な特徴である。モンテスキューはさらに言う。「法律上には条規や制限・拡張〔引伸〕が極めて多く、繁多な特殊事例を生み出しており、さながら一つの推論の技術をなしている。しかし、我々はそれを不思議に思う必要はない⁽¹³⁾、と。従って、法律論理の推論は各種の推論技術に内在する形式・規則を研究しなければならない。

「制裁」の論理関係の表現は、法律規範の規定に違反した推論の論理形式である。即ち、事実・法律・論理の三者の統一的な論理形式・方法・規則である。これは、法律論理の研究における不可欠の重要な内容である。

法律論理の研究を推進する為に、当面の急務となるものは、形式論理(学)の観念的束縛をふりほどき、法律論理(学)とは思考内容と思考形式との統一的観念であるということを確立し、事実・法律内在的思考の論理形式・方法・規則・規程を探求討議することである。これが法律論理科学の発展の出発点であり帰着点である。

註

(1) 法律系の自学考试については廖報告(三)に詳しい。法律系の他に哲学・政治・経済学の自学考试制度が存在するようである。自学考试は一般に、自学考试委員会によって課される月一回のスクーリングを受け、三年内に所定の課目の全国統一試験(試験は年一回)に合格すれば、該委員会により卒業認定がうけられ、被認定者は大学卒と看做されることになる。このような制度が設けられる背景は、大学入学者が高校卒の四分の一程度にすぎないこと、所謂「幹部」の再教育が必要なことなどが挙げられる。(しかし、社会的には正式の大学卒よりやや低い評価を与えられているようである。)尚、全国統一試験と言っても出題の方法には三種類あり、一つは全国共通試験、二つは幾つかの省の合同の共通試験、三つは各省単位の共通試験である。前述(前文註9)及び廖報告(三)から明らかなように、湖南省法律系の自学考试は第三の試験方法を採用していることになる。

(2)(3)「模態(modal)」は「様相」の英語 modal の音と意味とから、「模糊」は fuzzy「あいまい」の意味から造られた語と思われる。^{19。}

(4) 今、手元にある呉家麟主編・陽作洲・石子堅副主編『高等学校（大学）法学試用教材 法律邏輯学』（群衆出版社、一九八三）を編いてみると、「法律論理学は一つの応用的性質をもった形式論理の分支学科であり、この学科は「法律論理」或いは「法学論理」と呼ぶことができる。

法律論理学は法学の一部門であるのみならず、形式論理学の一部門なのであり、それは形式論理学の下位の論理分支学科であつて、語言論理学、教育論理学、医療論理学などと並んだ形式論理の分支学科である。（第一章―一頁）と規定されている。ここには、応用的性質との言及はあるが、それはあくまで形式論理を法学に應用するという意味であり、李報告のように法学或いは法律独自の論理の存在を考え、それを探求する方向を示唆したものではない。

しかし、ちなみに、李煥奇氏編著『形式邏輯綱要』（中南工業大学出版社、一九八七）と同氏主編『法律邏輯自学綱要』（中南工業大学出版社、一九八七）とを比較してみると、その内容は後者に掲げられる命題の例文が法律に関わる文となつてはるかに、例えば第一章緒論で、前者が形式論理の対象と作用との二節から成り、後者が法律論理の対象と作用との二節から成るといふ違い、後者に第十二章「假定」という一章が加わり、前者第十三章「形式論理の基本規律」が後者第十四章「法律論理の基本規律」となつてゐる以外は、内容はほぼ同じである。この点で、訳者が前文で指摘した中国における法律論理学の現状とそれへの社会的要請との連関に再び思いを到させられるのである。ついでに後者の章を全て示せば次の通りである。第一章緒論 第二章概念 第三章直言（定言）判断及直言推理（一） 第四章同（二） 第五章関係判断及関係推理 第六章連言判断及連言推理 第七章選言判断及選言推理 第八章假言判断及假言推理 第九章負言（否定）判断及負言推理 第十章模態（様相）判断及模態推理 第十一章帰納、類比推理 第十二章假定 第十三章簡單的邏輯方法 第十四章法律邏輯的基本規律 第十五章証明

(5) 「假定」「処理」「制裁」の三概念の中で、特に前者の概念については、該報告によつても、その内容は十分明らかとはならない。しかし、中国では、法律規範の論理的構造を示す概念として、五十年代ソビエト法学の影響をうけ、この三概念が一般的に使用されている。羅玉中「法律規範的邏輯結構」法学研究一九八九一五一―一六頁以下を参照。今、手元にある唐琮瑤「法学基本理論概述」一〇六頁以下（福建人民出版社、第一版、一九八二）によつて、その内容を示しておく。

「一般的に言つて、どんな法律規範も、均しく假定、処理、制裁の三つの部分によつて組成される。

假定とは、ある行為規範を適用する際の場合と条件とを指し、主に当該法律規範の対空、対時、対人の効力範囲を規定し、ただ規定されている場合と条件とが出現した時だけ、当該法律規範の關係ある規定を適用することになる。

処理とは、行為規範それ自体を指す、即ち人々に行為の方式・尺度を指図するものであり、人々の權利・義務を指図するものであり、ただ何を為すべきであるのか、何を為すべきでないのか、何を為すことを許可するのか、何を為すことを禁止するのか、何を為すことを要求するのか等々を規定するものである。

制裁とは、或る法律規範に違反することによりもたらされる法律責任、法律効果を指す。

法律規範と法律条文とは同一のものではない。法律条文は法律規範の表現形式であり、法律規範は法律条文の内容である。どんな種類の法律規範についても、その論理構造は必ず仮定、処理、制裁の三部分を含んでおり、もしそうでないなら、法律規範を構成することはできない。従って、両者はその区別が明白であり、又関連もある。一つの法律条文の中には必ず何らかの法律規範の要素が存在するが、しかし一つの条文が、三つの要素の全てを表現することには必ずしもならない。

後半の論点は、例えばケルゼンが「純粹法学第二版」で示した、法命題と法規範との区別をさらに追求する手がかりがない。或いはソビエト法学の影響を考える方が正解に近いのかもしれない。加藤新平『法哲学概論』三一五頁以下、三六三頁以下（有斐閣、初版、一九七六）、新正幸「ケルゼンに於ける Rechtsatz 概念の変遷（一）（二）」（福島大）商学論集四〇—一・二—一頁以下・四九頁以下（一九七二）、Hans Kelsen, *Reine Rechtslehre*, 2. Aufl., 1960, S. 55ff, S. 73ff. を参照せよ。

(6) 「ヘーゲルの著書〈論理学〉の摘要」『レーニン全集（哲学ノート）第三八卷』一八六頁（大月書店、二一刷、一九七五）主語と述語とを同じくする二つの定言命題を取ってみると、両者の間に一般的関係が見出せるが、それを（定言命題の）対当関係と言う。対当には、矛盾対当、反対対当、小反対対当、大小対当の四種類がある。末木剛博はか『知の根拠としての論理学』五四頁以下（公論社、一九七七）を参照。尚、同書には、孫中原他訳『邏輯学——知識的基礎』（中国人民大学出版社、一九八四）という一九七七年第二刷を底本にした中国語訳書が存在する。

(8) aはbに対してRという関係にある。これが真である時、bはaに対してRという関係にある、ということが真であるなら、Rという関係が対称関係である。（所謂「対称律」と考えられる。末木・前掲註（一）二八〇頁）李煥奇主編・前掲註（4）『自学綱要』五二頁以下を参照。

(9) aはbに対してRという関係にある。真なり。bはcに対してRという関係にある。真なり。もしaはcに対してRという関係にあるということが真であるなら、Rの関係は伝達関係である。（所謂「推移律」である。末木・前掲註（一）二八〇頁）李・前掲註（8）五三頁。

(10) 「仮設」は日本では「仮定」とも言う。「AならばB」という命題（公理）において、Aの部分の指す。即ち、命題（公理）の前提条件を言う。

(11) 訳は中国語原文からの翻訳である。比較の為に以下で日本語版訳を掲げておく。モンテスキュー（野田良之ほか訳）『法的精神（下）』一九六頁（岩波書店、一九八八）「法律においては、現実から現実へと推論すべきであつて、現実から形象へ、または形象から現実へと推論すべきではない。」

(12) モンテスキュー・前掲註(11)一九八頁「推定に関していえば、法律による推定は、人間による推定よりも妥当である。……法律が推定するときは法律は裁判役に確かな規範を与える。」

(13) モンテスキュー・前掲註(11)『法の精神(上)』一〇二頁「法律の中にならぬ多くの規定や限定や拡張——それらは個別的な事例を増大せしめ、理性そのものを一つの技術たらしめているように思われるが——が見られても驚く必要はない。」

三 法律論理は政法活動家の必要な手段である

——湖南省での法律論理の自学考試開設〔開考〕⁽¹⁾ についての報告より——

廖 忠讓

レーニンがかつて、「科学は何であれ応用論理である」⁽²⁾、と言った。法律活動も例外ではない。政法活動家の捜査や事件解決と論理科学との関係は極めて密接である。論理という手段を持つことは、良き法律活動を行うのに必須のことであり、法律論理教育を普及し深化してゆくことは、我々大学教育活動家の果すべき義務である。

一、法律論理の考試を選定実施することは、情勢に適った、又現場活動の要求に適ったことである。

大学教育の自学考試は、新しい大学教育形式であり、融通性があり、開放的、経済的であり、働きながら学ぶことができるという四つの優れた点があることから、全社会的の注目を集めている。従って、この国家学歴考試制度は全国各地に普及している。全国では25の省・市で他の学問分野を開考した時、同時に法律学部門も開設し、かつ全てが論理学の学課を設けた。我が省でも、一九八五年下半年に法律学部門を開考したが、多くの省・市と若干の相違もある。それは論理学課目の教科選定において、形式論理—普通論理—を設けるのではなく、法律論理を設けたことである。我々の考えは、次の通りである。

其之一 法律論理(学)は、法律学部門への適用性が大きい。法律学の自学考試生〔考生〕の多くは、国家公安・司法機関の幹部、基層の治安・保衛活動に従事する幹部、及び多くの法律活動愛好者である。彼らが自学考试に参加する目的は、自学と考試とを通じて正確な理解を得て、法律学の基本理論・基本知識を身につけ、党及び国家の主要な政策及び法律を理解し、さらに自分の学んだ専門知識を実践活動に運用し、その結果問題分析と問題解決との自分の能力を不断に高めることである。法律論理(学)は応用論理であり、その特徴は、論理の形式・規則・方法を研究する時、法学と法律活動の現場とを密接に連関させることであり、従ってそれは法律活動に必要な格好の道具である。法律活動には立法活動・司法活動さらに執法活動があるが、これらの活動は全て論理という手段を手放すことができない。法律条文の制定、法律活動家が作成する法律文件或司法文書は、そこに必ず厳格な論理が存在しており、(文の)前後を首尾一貫させ、(文の論理)階梯を分明にし、(文の)構造を厳密にするには、それが論理に符合していることが求められる。特に刑事案件の処理のプロセスでは、そこに偵査・起訴・法廷審理・弁論・判決などの各過程を含んでおり、法律論理学の作用の全てがそこに十分に現われてくる。従って、我々が法律学の開考を考え、そこに法律論理(学)を(課目として)設けたことは、比較的適切であつたと考えている。

其之二 法律論理の開設は、情勢の要求に適うことである。近年来、人々は自分の学力を高めること、特に論理的思考能力を高めることを重視するようになってきており、論理学の学習には非常な普及と発展との局面が作りだされている。特に、多くの政法活動家は、その活動において次のことを深く理解した。即ち、(政法)闘争の新たな情勢に対応し、(彼らは)本務の活動を十分に遣り遂げなければならないが、その為には各種の専門技術的手段や戦略的手段を学び身につけなければならないのみならず、必ずや真摯に論理を学習し、論理を運用し、その結果厳密な論理的思考能力と豊富な論理の知識とを身につけ、論理的分析を基礎にして正確な判断を行い、緻密な論理的推論をすすめて事件の内実に合った正しい結論を引き出さねばならない、ということである。湖南省が法律学を開考したところ、考生は二万五千人以上にのぼっ

た。このような状況に直面して、我々が時宜に適って法律論理（学）の開考を組織したことは、多くの自学考生の支持と歓迎をうけることになった。少なからざる考生が次のように語っている。「法律論理は謂わば万能の鍵のようなもので、我々に思考の骨を開いて見せてくれる。このような大変有用な論理の知識は、我々の仕事に有利であるのみならず、その他の課目の学習においても大きな力を發揮する」と。論理知識に接したのが遅かった、と悔んでいる人も存在する。

二、積極的に学習の援助〔社会助学〕（社会教育）を組織し、法律論理の自学考試を有効ならしめる。

法律学の自学考試の開設は、大きな魅力を持っており、考生の数も日増しに増えている。我が省ではこの専門課目を、第一回で三千余人が受験し、その後二万五千人に達するまでに急増している。人々の学習意欲は高まっているが、しかし法律論理（学）という課目は一定の難解さを備えている。どのようにしたら、人々を効果的に指導し、正確な筋道に沿って法律論理を学ばせることができるだろうか。どのようにすれば、人々が法律論理を自学する時の困難さを減らし、彼らの学習の能率を高めることができるだろうか。これこそが法律論理（学）の試験を主催する院校の面前に突き付けられた可及的速やかに、そして必ず答えなければならない課題であり、辞退することが許されない、そして果さなければならぬ義務である。これらの課題に対し我々は以下のような措置を採った。

一つは、誠実に『考試大綱』を編著することである。我が省の法律学の自学考試の法律論理課目の指定教材は法学教材編写部の著作、群衆出版社出版の『法律邏輯学』⁽⁵⁾である。考生がこの教材を学習するのを指導する為に、我々は力を合せて誠実にこの課程の『自学考試大綱』⁽⁶⁾を編著した。『考試大綱』は、平易な文で書かれた、コンパクトに該書の内容を概括したものであり、考生に対し次のことを求めている。即ち、法律論理の基本知識・基本理論及び基本技能の系統的理解と把握とに基づいて、自覚的に論理的思考の訓練をすすめ、論理的言語表現能力を高め、その結果概念を明確にし判断を適正なものとし、推論に論理性をもたせること、である。我々は、トピックをとりあげる時、できるだけ『考試大綱』に依拠しているし、試験問題（の内容）も一般には『考試大綱』の要求を超えることはない。

二つには、時宜に応じて法律論理の自学の為の補助資料を編著することである。考生は『考試大綱』を持っているだけでは、その自学に一定の困難が伴う。この為、我が校の李煥奇副教授を中心として、この課程の教育に従事しているその他の先生方を組織し、『法律邏輯自学綱要』⁽⁷⁾を編著した。又その内容の質を保証する為に、我々は特に上海に人を遣り、華東師範大学の彭漪漣教授に原稿の下見と序文の執筆とをお願いしたうえで、中南工業大学出版社より出版した。彭教授は原稿の下見の際に次のような意見を述べられた。⁽⁸⁾「李煥奇氏編著の『法律邏輯自学綱要』は、レイアウトも適切であり、各章の要求目的の設定も簡潔明瞭で適切であり、主要内容の叙述も筋道が明白で重点が明示されています。この書は自学者が法律論理を学習することを手助けする補助的な書物であり、多くの司法活動家にとっても有用な論理(学)の参考書です。」この本が出版されるや、多くの考生が争って購入し、一たん手に入れるや彼らの宝物となっている。考生が法律論理部門の学科に密に接することになった結果、この本の中の理論を問題解答に用いたり、現実に出会う難題に適用したりすることが必要となる。我々は、考生の切望することに急ぎ応え、考生の求めるものを援助し、力を合せて『法律邏輯自学指南』⁽⁹⁾を編著した。この書は、『自学綱要』に付けられている多くの練習問題に答えること、特に重要で難度のやや高い問題の解法、試験によく出る問題及びそれに対する前もっての対策について、比較的集中的に阐述することによって、自学者がさらによく論理学の基本原理を把握し、併せて自覚的に司法実践においてそれを運用することを手助けするものである。この本は、全てのことを深く掘り下げ平易に表現しており、簡にして要を得ているので、法律論理の自学者に対し講義を行う際にも又有益な参考書となる。自学考生は『法律邏輯自学考试大綱』『法律邏輯自学綱要』『法律邏輯自学指南』を手にするにより、『法律邏輯学』を自学するうえで、(学習の)方向も明確となる。

三つは、積極的に社会助學に参加することである。我が省の長沙・湘潭・株洲の三市と益陽・漢寿・武岡などの県市は社会助學の積極性が高く、彼らは考生の要求を満足させる為に様々の形の自学考試の援助班を組織している。このような社会助學の単位が我々教師に法律論理の學習指導を要請することに対し、我々は基本的には求めがあれば必ず応じてきた。

授業担当教師の大学内外の仕事の状況を基にしてうまく適切に指導の時間をふり分けた。時に忙しくて時間が重なる場合は、リレー競争式の方法を採った。先生方は苦勞を厭わず、真剣に授業を行い、学習単位や受講の考生の好評を博した。

授業料や時間の都合で、直接教授を受けることのできる地域は非常に限られており、スクーリングに参加する考生も極めて少数である。⁽¹⁰⁾ 全省に向けられたこの問題を解決する為、我々は特に李煥奇先生にお願ひして、授業の真剣な準備と講義の試行とを繰り返した後、「法律論理学」課目を十時間余りの連続講義に凝縮し、テレビ教育という手段を採用して、学習指導のビデオを心を込めて作成した。関係各地や市での購買状況を基に、八本のビデオのコピーを作り、省内の各地に送り、さらに各地の市を拠点に（省）所屬の県（市）を巡回して放映した。⁽¹¹⁾ その結果、授業を聴いた人は考生の50%以上に達し、辺境遠地の考生の拍手をうけた。中には興奮気味に「大学の先生が山里辺境の部落にまで来てくれて本当に光栄です」と語った考生もいる。

我々のこのような一連の努力、それに加うるに考生の熱心な学習によって、法律論理の課目試験では好成績を収めた。統計によれば、我が省における二度の法律論理の課目の開考において、実際に試験に参加した者は一二、一七四名、合格者は五、六三一名、合格率四六・三%に達しており、合格者の中で八十点以上の優良の成績を収めた者は七六〇名である。これは極めて注目すべきことである。

法律論理の自学はかなり困難なことであるのに、どうして試験の結果がこんなに良いのだろうか、助学の過程で試験問題のヒントが教えられているのではないのか、と問う人がひとつとしたらいるかもしれない。それに対する我々の答は、試験を主管する学校〔主考院校〕は、自学を手助けするのであって、試験を手助けするのではないというものである。即ち、試験の質を保証する為、我々は第一回の開考の前に、夏休みの一ヶ月余りを利用して、三名の中心となる教師を選び、二つの出題項目表に照して問題カードを分別して編成し、それぞれを密封して保管庫に入れた。各試験の前に、省の自学考试辦公室が抽選の方法によって、三名の教師が採用すべき問題カードをそれぞれ確定し、その後さらに出題を主管する

教師が問題を配列して作りあげた。出題を主管する教師は、省及び大学両級の自学考試辦公室と本人との署名を経て法的効力を具えた出題協議書を厳守しており、開封の補助に必ず与かっている。こうして秘密漏洩事故の発生を有効に防いでいる。

三、省の全ての法律学科考生の間に、法律論理は公安司法活動家の重要な手段である、という認識への共鳴を作り出す。法律論理学の開考の意義と作用とを考究する為に、我々は何度も関係ある地方・市・県を訪れ、百名近い法律学科の考生を集めて八回に及ぶ座談会を開いた。我々の意図した以上に彼らの法律論理（学）開考への反応は強烈なものがあり、甚しきはこの課目の講義を神格化してしまう者までいた。考生達は、政法活動家は、事実を根拠とし、法律を規準とする。ことのみならず、法律論理を手段ともしなければならぬ、という一つの共通の結論に達していた。ここで、老知識人から新幹部、大学生を経て万元戸にまでなったという、本当にあった、人々を感動させる話を紹介してみよう。この人は六七年初等中学校卒業生で、長年田舎へ下っていた後、都市へ帰って来て、沅江県供銷聯社（購買販売協同組合）¹²の辦公室で働いていました。自学考試が彼に福音をもたらしました。彼は懸命に自学すること三年、喜ぶべき成績を収めました。ところで、去年彼の会社と湖北黄石紗廠との間に、ラミー麻の取引をめぐる経済紛争が発生しまして、目前に得られるはずであった経営収益二十万元が将に水泡に帰そうとしました。この人は生れて初めて自ら弁護人として立ち、県の裁判所の人と一緒に黄石紗廠へ出かけました。彼は、自由活達に法律論理を重要な手段とし、事実を根拠に法律を規準として理を以て争いました。彼が行った富かな哲理と論理性とを持った弁論は、その場の裁判官の好評を博し、相手方の廠長・書記も信服せざるを得ませんでした。法律訴訟に勝利して、供銷聯社は二十万元の経済的損失を免れました。その為、該社の責任者は約束通りこの業余法律活動家に一万元の報賞金を与えました。彼の行いは県の内外に佳話として伝わっています。¹⁴

考生達が一致して認めていることは、法律論理は学ぶに難しいが、学び通したならばその用途は極めて大きいということである。法律論理は、人々の事件捜査の速度を早め、事件解決の正確性を高め、さらに事件の成果を拡大する⁽¹⁵⁾という目的を達成することにも役立つ。去年の八月六日我が校（湘潭大学）のテレビ教育センターで、22インチ型金星カラー・テレビ一台が盗まれた。事件発生後青山派出所⁽¹⁷⁾は捜査班を組織したが、その中に三名の法律学科の考生が含まれていた。彼ら三名は法律論理を自学し、既に試験にも合格していた。事件の検討会において、彼らは自分達の学んだ法律論理の知識を実践に応用することになった。まず、限られた数の事実を根拠に選言判断を適用して、犯人についての幾つかの仮説を作った。次に、選言推理の否定肯定式⁽¹⁹⁾の規則⁽²⁰⁾を用いて、外部者・集団犯の犯行である可能性を排除し、校内に被疑者がいることを確定し、特に学生に目星をつけた。検討会の後、彼らは十数日をかけて日夜訪問調査を行い、多くの事実をつかんだ上で、十分条件仮言推理の否定後件式⁽²¹⁾を採用して、事件を起こす時間を持っていなかった学生を除外した。嫌疑の対象者は一人一人と消去され、終に学生王某を重要参考人として確定した。王某が留置⁽²²⁾された時には、彼はテレビを盗んだことを自供せざるを得ず、贓物も別処より回収された。捜査班の人は次のように語っている。「万にのぼる大学住人の中から一人の犯人を確定することは決して容易にできることではない。しかし、法律論理の科学的知識が我々の忙しさを救い、我々の事件解決の時間を短縮し、事件解明の速度を早め、適切かつ正確に犯人を打倒し、教学及び生活の環境を浄化できた」と。

某単位の職工⁽²⁴⁾宿舎で、ある時間内に連続して二・三件の盗難事件が発生した。事件発生の時間はほぼ午前八時から九時までの、大人は仕事に子供は学校へ出かけて家の中に人のいない時間、あるいは単位の映画放映の時間である。狡猾な犯人は犯行の時ほとんど痕跡を残しておらず、単位の保衛員⁽²⁵⁾による事件解決が困難なものとなってきた。法律学科の自学考试を経て鍛えあげた全ての基層保衛員は、緻密な捜査を行い類比推理⁽²⁶⁾の方法を使って分析をすすめ、この一連の事件が同一犯によるものと認定した。偶然の機会から、彼らは某職工の子弟が飲食に大金を使っているところを見つけた。しかし

彼の家庭の収入はそれほど多くはない。ここから、彼が最近発生した盗難事件の犯人である可能性があると推理した。この新知識は、まさに彼らが演繹推理²⁷⁾が示す認識作用を運用した結果である。ここに及んで彼らは事件発生の可能性のあると思われる所に待伏せ場所を設け、数日を経た後、犯人を現場で取り抑えた。審問を経た結果、予想した通り、これらの事件の全てがあの大飲食していた某職工の子弟の仕業であった。犯人は法律によって相応の処罰をうけた。盗まれたお金と品物との大部分は、時を移さず取り戻され持主に返還されたので、職工達は拍手喝采した。これらの保衛員は、自分が論理知識をよく理解して事件解決に運用し、その結果事件解決の成果を拡大するという目的を達成できたことを喜び、「法律論理(学)を学んだことは、大いに益になる」と語った。これは彼らの本心から出た言葉である。²⁸⁾

註

- (1) 原文の「三湘四水」は、湖南省の別称。
- (2) レーニン・前掲二註(6)『レーニン全集第三八卷』一七一頁。
- (3) 十三課目が課され、六十点で合格となる。尚、前掲二註(1)を参照せよ。
- (4) 治安保衛委員会暫行組織条例(一九五二年公布)に基づく活動。基層政府・公安保衛機関あるいは公安派出所等の指導の下で、国家・公衆の治安を守る為に大衆を動員して行われる活動。委員会は各単位(機関、工場、企業、学校、居住区、行政村)で三名から十一名までの委員で構成される。委員は半年毎に一回大衆によって選挙される。
- (5) 前掲二註(4)を参照せよ。
- (6) 湖南省高等教育自学考试指導委員会辦公室編『湖南自学考试報資料專輯一〇二八法律邏輯』∨∧國際法∨自学考試大綱(一九八七年八月) B 6、非売品、法律論理自学大綱の部分は、全四十頁である。
- (7) 李・前掲二註(4)を参照せよ。
- (8) 以下の言は、ほぼ同じ形で該書の序文に収められている。
- (9) 湖南省高等教育自学考试指導委員会辦公室編『湖南自学考试報資料專輯一二二法律邏輯自学指南』(一九八八年七月) B 6、非売品、全二〇八頁。
- (10) この点から考えれば、前掲二註(1)で述べた月一回のスクーリングとは、必修というものではないのかもしれない。

- (11) 中国の行政区画を略記すれば、省・直轄市・自治区が同列、それらの下に県・市・自治県が同列に並び、それらの下に区・郷・鎮があることになる。
- (12) ここでは「聯社」を「協同組合」〔合作社〕と理解したが、誤解かもしれない。尚、合作社については、池島宏幸「中国の経済と企業と法」〔早大〕比較法学十七―二一七〇頁（一九八三）、「合作社」日中共同編集『中日経済法律辞典』七〇頁以下（日中経済協会、一九八七）を見よ。
- (13) 本業の仕事の時間外に法律活動に従事する人。
- (14) 中国における法廷見聞記として、例えば、喜多・前掲前文註(8)「中国の法学教育事情」二四五頁以下、池島・前掲註(12)「中国の経済と企業と法」一七五頁以下を参照せよ。
- (15) 中国に「辦理一案、教育一片」というスローガンがある。それは、事件の処理と教育とを不可分のものとして把えてゆこうとする考えである。この際の「教育」とは、所謂「人民内部の矛盾」である犯罪の行為者に対して採られる説得・教育の方法の実行だけを言うものではない。犯罪の解決過程のあらゆる段階を通じて、大衆に対し法律・政策及び社会公德を教育していくことも含まれる。このことが、「事件の成果を拡大する」ということの意味と考えられる。又、ここから、司法と行政との混淆という中国的事態の生ずる必然性も理解できると思われる。又、小口・前掲前文註(6)「裁判の性格」を参照せよ。
- (16) ブランド名
- (17) 公安派出所組織条例（一九五四年公布）によれば、公安派出所とは、市・県公安局の派出機関であり、必要に応じて管轄区内に設置され、人員は所長・副所長及び人民警察員の若干名によって構成される。ところで、ここでの青山派出所は、湘潭大学内の防犯等の必要の為、大学側の要請で大学構内（正門入って直ぐ左側にある）に設置されている。話によると、人員は当然市公安局の所属でありながら、俸給は大学が支払っているということである。真偽の程は定かではないが、これも中国現代行政の一面を映している例と言えるかもしれない。
- (18) 選言判断とは、事物の若干の可能性ある状況のうち少くとも就れか一つの情況が存在することを断言する判断である。李・前掲二註(4)『自学綱要』六五頁。
- (19) 「pまたはq。pでない。ゆえにqである。」という形の推理式を言う。
選言推理の否定肯定式において、「または」は、非排反（非排他）〔相容〕的選言の意味でも、排反（排他）〔不相容〕的選言の意味でもよいとされている。末木ほか・前掲二註(7)『論理学』八一頁、李・前註『自学綱要』七〇頁以下。
- (20) ある選択肢を否定したら、その余の選択肢の就れか一つを肯定しなければならぬという規則。李・前註『自学綱要』七〇頁、七三頁。本文に即して言えば、「犯人は、外部者、または集団犯、または内部者である。外部者及び集団犯ではない。ゆえに内

部者である。」となる。

(21) 「pならばq」の時、pはqの十分条件であり、qはpの必要条件である。又、この時の文pを前件、文qを後件〔后件〕と呼ぶ。十分〔充分〕条件仮言判断においては、「pならばq」は、前件が真、後件が偽〔仮〕の時のみ全体が偽となる。末木ほか・前掲註(19)『論理学』七九頁以下、李・前註『自学綱要』七七頁以下。従って、前件、後件ともに偽であるならば、「pならばq」は真となる。十分条件仮言推理の否定後件式とは、この判断を根拠にして、「pならばq」が真の時、小前提として後件qを否定して、結論として前件pを否定する推理式である。即ち、「pならばq。真なり。qではない。ゆえにpではない。」という形式になる。李・前註『自学綱要』八二頁。本文に即して言えば、「Aが犯人ならば、事件発生時にAは自由な時間があった。真なり。Aは自由な時間がなかった。ゆえにAは犯人ではない。」となろう。

(22) 人民警察条例（一九五七年公布）第六条によれば、人民警察員はその権限として、犯罪者について法に基づいて逮捕・拘留および捜査を行なうことができる。刑事事件の捜査にあたっては、法に基づいて犯罪嫌疑者及び証人を喚問することができる。又、刑事訴訟法（一九七九年公布、八〇年施行）の第三条に、「刑事事件の捜査・拘留・予審は、公安機関が責任をもって行う。逮捕の承認、検察（捜査を含む）、公訴の提起は、人民検察員が責任をもって行う。」と規定されている。又、同四一条では、公安機関は、逮捕すべき罪を犯した現行犯又は重大な嫌疑者につき、一定の要件を備えた時は、事前に拘留できると規定されており、同四八条及び逮捕拘留条例（一九七九年公布）第八条には、「公安機関が拘留している犯人で、逮捕を必要とする者については、拘留後三日以内に、被拘留者の犯罪事実及び証拠資料を、同級の人民検察院に通知しなければならない」旨規定されている。尚註(17)とも関連して、中国の公安・刑事司法について、西村・前掲前文註(6)「中華人民共和国」、王ほか・前掲前文註(6)『現代中国法概論』第三章、神谷尚男「中国の刑事司法制度」帝京法学一五―一―二頁以下（一九八五）を参照せよ。

(23) 中国の刑事裁判の実務では、「自白したものは寛刑を、罪を否認するものには厳罰を与える〔坦白從寬、抗拒從嚴〕という原則が強調され、例えば法廷や派出所のなどに、このスローガンが掲げられているのを見ることが出来る。これは帝政期及び解放後の一時期採用された口供主義の名残りとも考えられるが、又そこに中国人の法意識の一端を窺うこともできよう。

(24) 前掲註(4)を参照せよ。

(25) 前註に同じ。

(26) 李・前掲註(18)『自学綱要』一二六頁以下によれば、類比推理とは、二つ、あるいは二類の対象が何らかの属性において相同であることを根拠に、そこからそれらもつ別のある属性も相同であることを導出する推理である。その論理形式は、「A対象は、a・b・c・dの属性をもつ。B対象はa・b・cの属性をもつ。従って、B対象もdを属性としてもつ可能性がある。」という形になる。この類比推理の結論は、蓋然的〔或然的〕であって、その程度を高めるには次のことが求められる。①比較される

相同の属性が多ければ多い程、結論の蓋然性は高くなる。②類比された対象に共同である属性と導出された属性との連係が密接であればある程、結論の蓋然性は高くなる。

(27) 末木ほか・前掲註(19)『論理学』六三頁。吳家麟ほか・前掲二註(4)『法律邏輯学』一三二頁によれば、「演繹推理は、一般から特殊へ到るものであり、結論は前提の中に含まれていることから、或る人は、結論と前提との間に含意〔蘊涵〕關係が存在すると言う。従って、それは又必然性を持った推理でもある。ただ前提が真実であり、推理形式が正確である時のみ、結論が必然

的眞実となる。演繹推理には、その前提判断の類型を異にすることから、三段論(三段論法)推理、關係推理、選言推理、假言推理、そして二難推理(ディレンマ、兩刀論法)などが存在する。」尚、ここに言う「關係推理」とは「推移關係推理」を指す。吳・同書一六〇頁、前掲二註(9)を参照せよ。

(28) 中国における最近の犯罪状況については、太田茂「中国法制事情(4)中国の犯罪情勢」法の支配七二―六七頁以下(一九八八)、康樹華「中国における青少年犯罪の現状及びその動向」一橋論叢一〇二―一四四頁以下(一九八九)を参照せよ。